

**１か月児健康診査の費用助成のお知らせ**

関ケ原町では乳児の疾病の早期発見・早期治療及び健康増進を図るとともに子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、令和７年４月１日以降に受診された１か月児健康診査費用助成を実施しています。（一部自己負担が生じる場合があります）

【対象となる方】

・受診日から**６か月以内**に申請される方

・健診受診日および助成金申請日に関ケ原町に住所を有する方

・１か月児健康診査受診票を使用できない医療機関を受診された方（県外医療機関等）

【健診の受診時期と助成金額】

・出生後２７日を超え、生後６週に達しない乳児の１か月児健康診査に要した費用のうち、上限６，０００円（令和７年度）を助成します。

【費用助成対象の健診項目】

1. 身体発育状況
2. 栄養状況
3. 疾病及び異常の有無
4. 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
5. ビタミンK２投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
6. 育児等の相談事項

※１か月児健康診査の健診料は医療機関によって異なります。そのため、健診料が公費負担助成額を上回る場合や、対象項目以外の検査をした場合は、自己負担が発生します。

【申請の流れ】

１.１か月児健康診査受診後、健診費用は全額窓口でお支払いください。その際、必ず**１か月児健康診査を受診したことが明記してある領収書**を受け取ってください。領収書には医療機関の印が必要です。

２.受診した医療機関にて、母子健康手帳「１か月児健康診査」に健康診査の結果を記載してもらってください。

３.健診受診日から６か月以内に下記の書類を子育て世代包括支援センターに提出してください。

【申請時の書類】

①申請書　②領収書　③母子健康手帳の写し（母子健康手帳の「１か月児健康診査」に結果が記載されていること）④振込先である銀行等の口座がわかるもの（通帳等）

問合せ先：子育て世代包括支援センター

　　　　　（やすらぎ健康増進センター）

電話番号：０５８４－４３－３２０１